

GCA FAS News

May 2020

Vol.46



For Client's Best Interest



GCA FAS

IFRS におけるのれんの償却等に関する最新動向

～ IASB は現行の非償却を支持する予備的見解を公表～

【本号の内容】

1. はじめに
2. DP の内容
3. のれん非償却について
4. その他の論点
5. おわりに

GCA FAS 株式会社

1. はじめに

国際会計基準審議会(以下「IASB」といいます。)は、のれん及び減損リサーチ・プロジェクトに関連して、国際財務報告基準(以下「IFRS」といいます。)におけるのれん償却の再導入に関する審議を2019年6月に実施し、審議の結果、のれん償却は再導入しないという予備的見解に至りました。その後、企業結合に関する情報を合理的なコストの範囲内で改善し、投資家への情報の有用性を高めることを目的として、2020年3月19日にディスカッション・ペーパー「企業結合 開示、のれんおよび減損」(以下「DP」といいます。)を公表しました。

DPにおいては、のれんの会計処理方法だけでなく、情報の有用性を高めるための企業結合に関する追加の開示等についても検討がなされており、今後のM&Aの検討に際して認識しておくべき論点も多く含まれています。DPで議論されている内容は、今後IFRSの改正の可能性のある論点になります。

当該DPについては、2020年9月まで¹コメントを募集し、その後受領したコメントレターやラウンドテーブルの意見を踏まえた再審議を実施する予定であり、今後の検討状況次第ではIASBの予備的見解が変更される可能性がある点に留意が必要です。

なお、文中、意見にわたる部分は筆者の個人的な見解となります。

¹ ただし、現在のコロナウイルスの状況を考慮して、2020年12月末までコメント募集期間を延長することを2020年4月17日に発表しています。

DP には、利害関係者の懸念事項について企業がどのように対応するか、IASB の予備的見解が含まれています。

2. DP の内容

(1) プロジェクト実施の背景

IASB の調査によると、企業結合会計に関する利害関係者は、以下のような懸念事項(例示)を認識しているとのことです。

- ✓ 投資家は、企業結合及びその後の成果に関する情報を十分に得られていない
- ✓ のれんの減損が“too little, too late”である
- ✓ 減損テストは企業にとって複雑でコストがかかる

DP においては、上記のような懸念事項について企業がどのように対応するか、IASB の予備的見解が含まれています。

(2) 予備的見解の概要

企業結合に関する開示の改善、のれんの会計処理の改善、その他論点として予備的見解を整理すると、以下表 1 のようになります。次章以降で詳細を確認します。

表 1 IASB の予備的見解の概要

項目	利害関係者の懸念点	予備的見解の概要	詳細
企業結合に関する開示の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 投資家は取得事業における企業の経営能力を評価したいが、このような情報は開示されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財務諸表利用者が企業結合及びその成果を理解するのに役立つ以下のような情報を提供すべき <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>取得年度における経営者の企業結合の目的</u> ・ <u>取得後の期間にわたっての企業結合の成果</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、企業結合の成果をモニタリングするために、経営者が内部的に使用している情報を開示 ■ モニタリングし続ける限り、目的に対する成果を開示
減損テストの有用性改善の可否	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に以下の理由により減損が適時に認識されていない <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来CFが楽観的 ・ 既存事業によるシールドイング 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合理的な費用で減損テストの有用性を大幅に改善することは不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来CFは監査によって適切に対処 ■ ヘッドルーム・アプローチは導入しない
のれんの会計処理の改善	<ul style="list-style-type: none"> ■ 減損だけでは費用化額が少なすぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>非償却+減損テストのみアプローチを支持</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>のれんの償却により財務報告が大幅に改善されるという説得力ある証拠はない</u> ■ <u>ただし、採決における意見の差が小さかったため、利害関係者からの新たな論拠を期待</u>
減損テストの簡素化の可否	<ul style="list-style-type: none"> ■ 減損テストは企業のコストがかかる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年次での減損テストを免除 ■ 使用価値の見積方法の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 減損の兆候がない場合、年次の減損テストを実施する必要はない ■ 使用価値の見積りにあたり以下を簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確約されていない将来のリストラクチャリングまたは資産効率の向上から生じるCFを含めてよい ・ 税引後割引率と税引後CFを使用可
その他の論点	<ul style="list-style-type: none"> ■ のれんの金額は投資家の関心 ■ PPAは企業にとって負担である 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>B/Sにてのれんを除いた資本合計金額を表示</u> ■ 無形資産の要求事項は変更なし 	—

のれんは現行の非償却アプローチを支持する予備的見解が示されましたが、採決における意見の差が小さく、今後の動向次第では、償却アプローチに戻る可能性もあります。

3. のれん非償却について

企業結合に関する論点の中でも利害関係者の関心が最も大きいのはのれんの償却の是非です。IASBは2004年にIFRS第3号「企業結合」を公表し、のれんの償却を禁止しました。しかし、その後も適用後のレビューの中で様々な議論が重ねられています。

(1) 非償却派、償却派双方の論拠

IASBのボード会議での各理事の意見を下記表2に整理しました。

表2 非償却派、償却派双方の論拠

	非償却の論拠	償却の論拠
のれんの実態	のれんがある年限で完全に費消されとも言えず、償却はのれんの経済実態を反映しない	のれんは価値が減耗する資産であり、P/Lで償却を示すべき
減損のタイミング	償却することで逆に減損が認識されにくくなってしまふ	シールドリング効果によって減損しにくい構造になってしまっている
情報の有用性	減損損失にこそM&Aの成否という情報価値がある	現状の利益とのれん残高は過大であり投資家をミスリードする
比較可能性	償却は恣意的な数値になってしまう 多くの投資家がそもそも償却前の業績指標に関心がある	比較可能性の観点から一律の償却期間という考え方もある

IASBボードにおける投票結果は、現行の非償却を維持することに対して、賛成8票、反対6票という結果でした(議長であるフーガーホースト氏は反対に投票)。

IASBの予備的見解としては、様々な議論が積み重ねられているものの、償却説も非償却説もどちらも完全ではないが、償却を再導入するほどの説得力の証拠(新たな情報)が現時点では存在しないため、現行の非償却を支持することとなりました。

IASBはこの論点の検討を前進させるための利害関係者からの新たな論拠がコメントとして提供されることを期待されており、今後のコメント募集や再審議の結果次第では償却アプローチに戻る可能性もありますので、引き続き注視が必要です。

現行 IFRS におけるのれんの減損は、“too little, too late”の問題が存在する可能性が高いとされています。

(2) too little, too late

のれんの償却再導入派は、現行の非償却モデルでは、のれんの減損損失の計上が“too little, too late”であると批判しています。

この問題に関して、企業会計基準委員会スタッフ及び香港公認会計士協会スタッフは 2020 年 3 月に「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」を公表しており、当該文書の中で以下の定量的な調査¹を実施し、“too little, too late”の問題が存在する可能性が高いと分析されております。

純資産または時価総額に対するのれんの比率の比較

下記表 3 のように、米国及び欧州の会社の一定数は純資産の 100%を超えるのれんを認識していました。

表 3 純資産に対するのれんの比率が高い会社の割合

株価指数	分析対象 会社数	2014		2015		2016		2017		2018	
		社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合	社数	割合
米国 50%+	489	169	34.6%	181	37.0%	192	39.3%	201	41.1%	201	41.1%
		71	14.5%	73	14.9%	83	17.0%	82	16.8%	92	18.8%
欧州 50%+	346	112	32.4%	119	34.4%	120	34.7%	119	34.4%	117	33.8%
		39	11.3%	45	13.0%	41	11.8%	35	10.1%	35	10.1%
日本 50%+	62	4	6.5%	4	6.5%	6	9.7%	7	11.3%	5	8.1%
		0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

のれんの費用化

下記図 1 のように、2014 年から 2018 年に認識された減損損失に基づく、のれんが完全に費用化されると示唆される期間の結果は、米国：122 年、欧州：78 年及び日本：64 年でした（下記比率の平均の逆数から算出）。

図 1 のれんの費用化の程度の推移



¹ 米国：S&P500 株価指数より 489 社、欧州：S&P Europe350 株価指数より 346 社、日本：日経 225 株価指数のうち IFRS 適用会社より 62 社を対象として調査を実施

企業結合に関する開示の改善、減損テストの簡素化、のれんを除いた純資産金額の開示など、M&A 実務に影響のある論点も議論されています。

4. その他の論点

のれんの非償却以外で、M&A 実務に影響のある論点を以下解説いたします。

(1) 企業結合に関する開示の改善

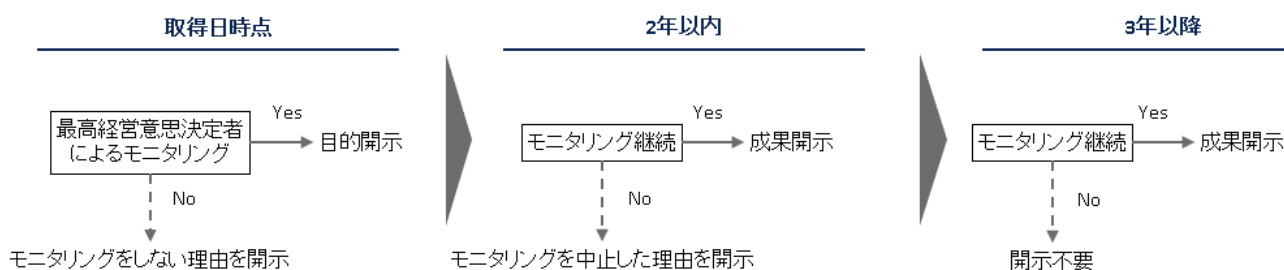
のれんに関する開示情報が不十分であり、事業の取得価額が妥当だったのかどうか、また事業の取得が成功だったのかどうかについて、投資家は判断できないという懸念があります。

IASB の予備的見解として、投資家が企業結合及びその成果を理解するために以下の情報を提供すべきとしています。

- ✓ 取得年度における経営者の企業結合の目的
- ✓ 取得後の期間にわたっての企業結合の成果

具体的には以下図 2 のような報告フローになることが想定されています。

図 2 企業結合の成果の報告フロー



(2) 減損テストの簡素化

減損テストには企業のコストがかかるという懸念から、年次での減損テストを省略する予備的見解が支持されています。

ただし、IASB ボードメンバーの賛成が 8 票、反対が 6 票であり、のれんの非償却の維持と同様、今後のコメント募集の結果次第では、覆る可能性もあるかもしれません。

のれんの非償却の維持とあわせると、のれんの減損が“too little, too late”という見解がさらに進行する可能性もあり、動向には注意が必要です。

(3) のれんを除いた純資産金額の開示

投資家によっては従前から B/S ののれんを仮にゼロ評価した場合の純資産を算定し、投資評価の参考としていることもあると思われますが、これを開示の対象とする見解が支持されています。表 3 にて示したように、一定数の会社は純資産がマイナスとして示されることになり、より投資家の注意を引くこととなります。

5. おわりに

DP に対するコメント募集が 2020 年末までですので、少なくとも今後数年間は、IFRS 適用会社は現行の IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 36 号「資産の減損」に基づき会計処理を実施することになりますが、のれんの会計処理方法に限らず、改正が生じる場合には、M&A 実務に大きな影響が生じます。

また、米国の動向については、すでに先行して SFAS 第 141 号「企業結合」に関するコメントの募集を終えており、これらの意見を踏まえた再審議を実施中です。企業会計基準委員会や日本公認会計士協会などの日本の機関はのれん償却モデルを支持するコメントを提出しています。

2019 年に公表された M&A 取引額は合計 4 兆ドルにのぼり、M&A の重要性は増してくることから、企業結合の会計処理に関する利害関係者の関心もますます高まってくるのが想定されます。

GCA FAS では、IFRS 全般及びのれんの評価や減損テストなど M&A 会計等に関するポイントコンサルティングをお請けいたしております。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせくださいませ。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

GCA FAS 株式会社

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03 6212 1850 (代表)

E-mail: info@gcafas.com

<http://www.gcafas.com/>